

第11-1 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例



一部新設
(第85条第6項・第7項)

現行規定

第85条第5項

仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗
その他これらに類する仮設建築物

※建築物の施工期間中の仮設店舗等は、特定行政庁が施工上必要と認める期間

- 制定時(昭和25年)において、仮設建築物で開催する興行、博覧会、店舗営業等は、実例に照らし、6か月以内の短期間に限り行われるものと想定されていた。

- 昭和45年改正で、実例に照らし、上限を1年に延長。

(参考)第85条第1項・第2項

①次のいずれかに該当する応急仮設建築物(第1項)

- 国、地方公共団体、日赤が災害救助のために建築
- 被災者が自ら使用するために建築(延べ面積30m²以内)

②公益上必要な用途に供する応急仮設建築物(第2項)

3か月+2年=2年3か月が存続期間の上限

- 通常の災害では、2年3か月以内に恒久的な建築物が整備され、移行可能となるため。
※著しく異常かつ激甚な非常災害では、恒久的な建築物の整備に更なる期間を要する場合について、特定非常災害法で特例を規定。
※東日本大震災では、これに加えて、地域住民の生活に必要な応急仮設建築物(住宅を除く。)について、東日本大震災復興特別区域法で特例を規定。

改正内容

国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物は、特定行政庁が、建築審査会の同意を得て認めた場合には、1年を超えることができるようにする。

※例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、大会に備え、開催の約2~3年前から仮設観客施設等を設ける必要。